

補助事業の概要

（事業名：指定難病等診断書オンライン化支援事業）

事業趣旨

厚生労働省では、難病及び小児慢性特定疾病に係るデータベースをより活用しやすいものとし、治療研究を一層推進するため、臨床調査個人票及び医療意見書（以下「診断書」という。）のオンライン登録（インターネットを経由した登録）を進めています。今回、オンライン化のための院内システム改修や物品購入等の医療機関が実施する環境整備に対し、新たに補助を行います。

オンライン登録
開始時期

小児慢性特定疾病：令和5年10月
指定難病：令和6年4月

新システム利用による指定医の負担軽減（例）

- ◆ 前回値踏襲機能 前年度以前のデータの再利用により、指定医の入力負荷が軽減されます。
- ◆ 医療クラーク等との連携機能 医療クラーク等による下書き、コメントを付与することが可能になり、指定医の入力負荷が軽減されます。
- ◆ チェック機能 診断書の作成時に入力内容がチェックされ、記載漏れ等が防止されます。
- ◆ 自動計算機能 手動で計算している合計値や指標等を、自動計算にすることで、指定医の計算に係る負荷が軽減されます。

事業内容等

対象医療機関	熊本市が指定する難病指定医 又は小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関	
補助対象内容	診断書のオンライン登録に対応するために必要となる経費 (院内システム改修費、パソコン購入に係る経費等)	
補助額	経費額の 1 / 2 (1 医療機関当たりの上限額： 5 万円)	※難病・小慢両方の指定医が勤務する医療機関 であっても、申請可能件数は 1 件のみとなります

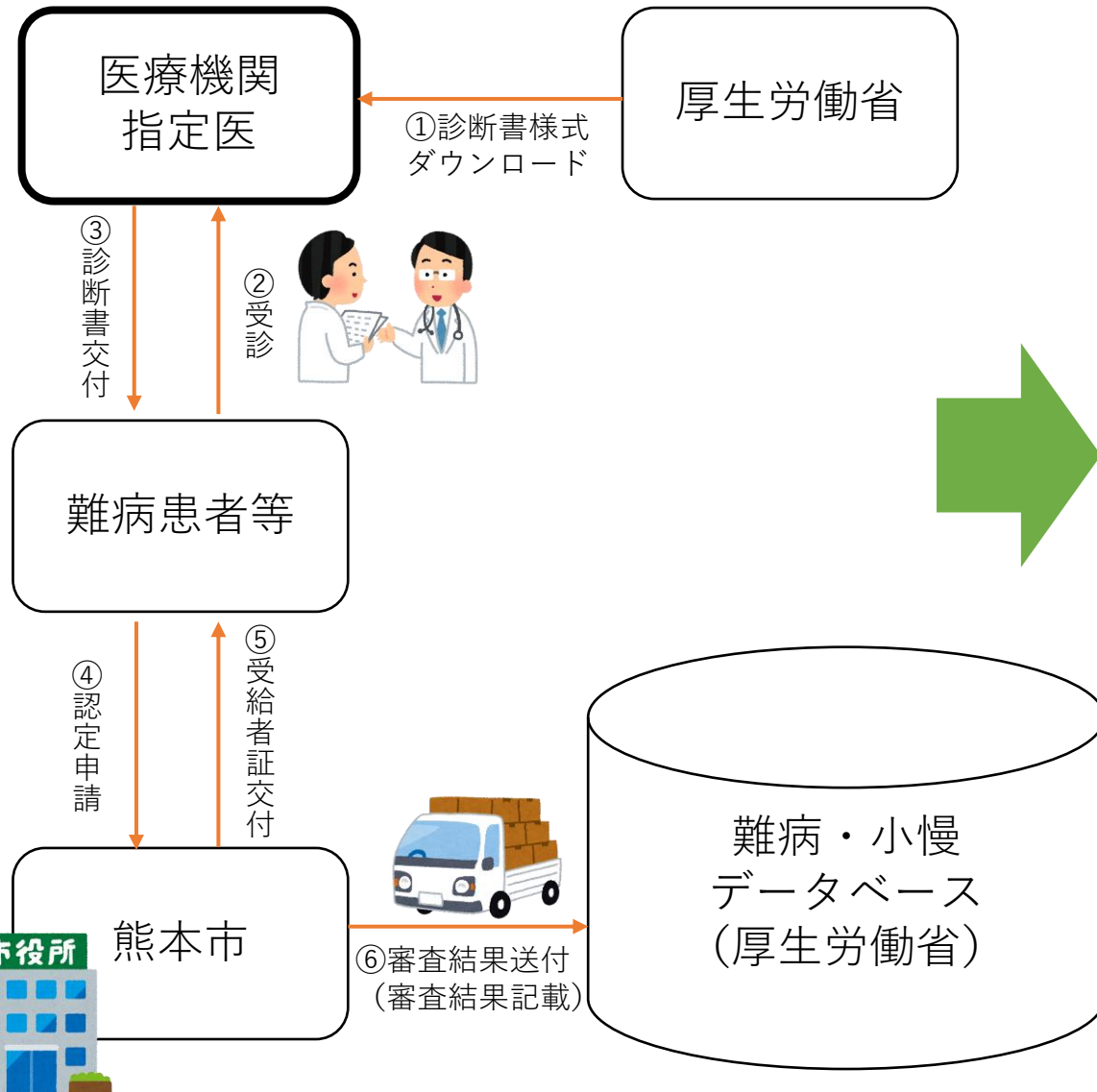
補助事業に係る今後の流れ（予定）

項目	時期	内容
意向調査【終了】	令和5年1月31日または8月22日 ✕切	医療機関より回答
補助金交付申請	令和 6 年 1 月 1 9 日（金）まで	医療機関から市に交付申請書を提出 ※申請方法については、別途、上記意向調査で補助を希望された医療機関に電子メールでご連絡します。
医療機関の環境整備	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	医療機関がシステム改修、物品購入等を実施
事業実績報告	[最終提出期限]令和 6 年 3 月 2 9 日（金） ※事業完了後、速やかにご提出ください。	医療機関から市に事業完了に係る報告書を提出
補助金支払	原則毎月月末	市から医療機関に実績報告に基づき支払い

- ◆ 補助金交付内示前に支出した費用は対象外となります。
- ◆ 補助金交付申請の際は、経費額についての見積書の提出が必要となります。
- ◆ 事業実績報告の際は、領収書等の証拠書類の提出が必要となります。
- ◆ 国予算の制約上、今回の意向調査に御回答いただいた内容での補助金交付を確約するものではありません。
- ◆ 今後の補助事業実施については、国において検討中であり、現時点では未定です。

難病・小児慢性特定疾病データベースシステム等の変更イメージ図

現行



新システム稼働後

